

平成28年1月29日
千葉県報第13092号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成19年度分
（監査テーマ）
県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び
千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について・・・・・・・・・・ 1

- 2 平成25年度分
（監査テーマ）
病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について・・ 2

- 3 平成26年度分
（監査テーマ）
県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的
援助等に伴う所管課の関与について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 1 | <p>(3) 新市街地 千葉海浜幕張A地区及びC地区 イ・監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 C・幕張新都心拡大地区の共同溝の事業継続性について</p> | <p>将来の維持管理費等の負担問題及び施設の整備内容について市と十分に協議するとともに、新たな土地利用に基づく街づくり及びライフラインの整備計画を早期に具体化することが望まれる。</p> | <p>拡大地区のうち豊砂地区においては、平成25年5月から共同溝を供用開始した。現在占有者の工事を進めている。また、市に引継ぐことになり、そのための協議を行っている。 芝園地区については、既に共同溝を使用しない形でライフラインの整備が完了しており、平成26年度に共同溝の植物工場での活用可能性について委託により調査を実施したところ、利用可能との調査結果が出たことから、現在、実証実験や本格実施に向けた検討を進めている。</p> | |
| 2 | <p>(6) 保有する設備及び投資について 投資 ウ・千葉県臨海地域公共緑地管理基金について</p> | <p>会計処理について、当該基金は外部への返済義務を負っているものではないので、固定負債として計上しておくことに理由は見当たらず、資本剰余金又は利益剰余金に振替える性格のものであると考えられる。 また、基金運用収入及び対応する緑地管理費については、土地造成後の維持管理に係るものであれば、期間収益及び費用として計上していくべきである。 金利の低下に伴い十分な運用収益が得られておらず、基金設置の趣旨が反映されたものとなっていない状況に加え、平成24年度に土地造成整備事業の収束が計画されており、基金自体の見直しを考える時期に来ていると思われる。 なお、土地購入者から徴収した負担金については、「臨海地域の維持管理に要する費用」として使用される必要があるものと思われるので、今後基金の見直しが行われる際には、このことを念頭に置き検討していく必要があると考える。</p> | <p>19年度決算において固定負債から除外し、特別利益（過年度損益修正益 43億8,700万円）を計上し、利益剰余金に振り替えた。 基金運用収入及び対応する緑地管理費については、土地造成後の維持管理に係るものは、期間収益及び費用として20年度予算から措置している。 公共緑地管理基金の見直しについては、基金を取り崩して「臨海地域の維持管理に要する費用」に充てられるよう、千葉県臨海地域公共緑地管理基金条例の一部改正案を平成27年12月定例県議会に提出しており、平成28年4月1日に施行予定である。</p> | |

平成25年度包括外部監査

[病院局]

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：循環器病センターに係る外部監査の結果)

| No | 事項名 | 結果(意見)の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 3 | 3.医薬品及び診療材料等について 棚卸仕訳の計上方法及び棚卸減耗の把握方法について ア 棚卸ロス金額の把握及び差異分析の必要性について(指摘) | 薬剤部における再調査の結果については、その内訳及び金額を正確に把握するとともに、根拠資料を十分に入手し、修正金額の発生原因別に詳細な分析を行うことを要望する。また、発生原因ごとに把握された金額に重要性がある場合には、それに対応する発見的統制手続を整備し、防止できる減耗を最小化する改善措置を講じることが必要である。 | 外部機関の協力を得て発生原因の分析を行った結果、原因が歩留による差異であることが判明し、かつ少額であったことから、資産減耗として処理した。 今後は、実地棚卸において、歩留差異についても金額換算するよう注意する。 | |

病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(各論：佐原病院に係る外部監査の結果)

| No | 事項名 | 結果(意見)の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 4 | 3.医薬品及び診療材料等について 診療材料の受払処理及び在庫管理について イ 診療材料の費用化について(指摘) | 簡易型SPDシステム導入以前から存在する診療材料の在庫について、実際には使用していたにも拘らず、損益計算書上、費用として認識せず(費用の過少計上=利益の過大計上)、貸借対照表上、貯蔵品を適正に減少させず(資産の過大計上)、毎年度、佐原病院においても、病院全体の決算においても、重要な日々の取引が財務会計上も看過されていたことを意味する。ちなみに、平成23年度と平成24年度の純利益は、各々、8,208万円と3,035万円で合計1億1,243万円であり、平成24年度の貸借対照表上、未処理欠損金は65億8,101万円であったが、次に述べるとおり、純利益を約6,000万円多く計上し、未処理欠損金を約6,000万円少なく処理していたということになる。 平成24年度末の帳簿上の診療材料残高7,447万円の大部分(約6,000万円)は現物の裏付けがない架空資産であったものと考えられる。また、簡易型SPDシステム導入前の平成22年度末現在でも、既に、1,700万円規模の不明な資産が計上されていたことも推測される。 | 外部機関の協力を得て発生原因の分析を行った結果、原因が毎年度の実地棚卸を行わず、正確な棚卸金額を把握していなかったことに加え、出庫額に見合う費用化を行わなかったため、在庫額が増加していったことが原因であると判明したことから、過大となっていた診療材料の在庫(約3,162万円)について、特別損失として費用化した。 また、診療材料の適正な管理を図るため、中央材料庫を新設するとともに、新たに診療材料管理システムを導入した。 今後は、実施要領に基づき、年度内に2回実施する実地棚卸を適正に行う。 | |
| 5 | 4.固定資産管理について 健康管理センターについて(指摘) | 第3次中期経営計画に従った新館5階部分の有効活用計画を推進されたい。 | 暫定的に使用していた地域医療連携室等を、患者や他の機関との面談機会が多いことなどから1階に移転した。これに伴い、健康管理センターを5階に戻し、日帰りドック等に供し、業務の効率化及び環境改善を図ることとした。 今後は、新館5階の宿泊ドックに供していた部分を含め、恒久的な有効活用方法について、経営管理課及び関係機関と協議しながら検討していく。 | |

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 6 | 各論としての外部監査結果 1 公益財団法人千葉県消防協会及び消防課に係る外部監査の結果 経理処理、財務管理、情報開示の適正性について 7 年度間決算数値の不整合について（指摘） | 公益認定初年度である平成24年度に作成された決算書に関しては、重大なエラーが含まれており、適切な開示が行われているとはいいがたい状況にあったことが判明した。しかし、当該決算書をもって監事監査を通過し、決算承認が行われ、県への提出が行われており、これまで指摘を受けることなくエラーが看過されてきたのが実態である。このような状況は、協会の経理的基礎の不足、ガバナンス面、マネジメント面の不十分性ととどまらず、県のモニタリング体制においても不十分な状況であったと言わざるを得ない。 今後、このようなエラーが発生しないよう、適切な決算体制を構築するよう要望する。また、県のチェック体制も改善するよう要望する。 | 平成27年5月に開催された理事会・評議員会で、協会の定款を改正して、監事として公認会計士を選任できることとした。 また、常勤の役職員は経理的基礎の習得のため、平成27年6月に外部研修に参加しており、今後も理解を深めるため適宜外部研修を活用していくこととした。 [消防課] 県のチェック体制については、26年度決算は消防課が決算書類等について事前に審査を行った。今後も決算前に消防課によるチェックを行っていく。 | 継続 |
| 7 | イ 支部会計合算取込時における検証の不十分性について（指摘） | 合併取り込み時の支部会計の残高の妥当性につき、業務手続上の不十分性があると同時に、監事の責任が果たされていない可能性が高い。合併取込時残高に対して、調査を行い、取り込み処理に問題がなかったかどうかを再検証されたい。 | 平成27年7月9日に支部から通帳等の会計書類の提出を求め、さらに預金以外の現金取扱いの有無について合併取込当時の担当者への聞き取り等を行い調査した。 全ての支部において確認したところ、合併取込時残高に誤りはなかった。 | |
| 8 | ウ 附属明細書の記載誤りについて（指摘） | 平成25年度事業報告書及び決算書における附属明細書につき、表示の誤りが検出された。決算業務においては、引当金及び引当資産の意義を正しく理解した上で、正確な表示を行うことを徹底されたい。 | 引当金と引当資産についての表示の誤りについては、平成26年度決算から引当資産として是正し、正確な表示を行うこととした。 | |
| 9 | イ 日常の仕訳処理について（指摘） | 今後は、仕訳処理日付と預金勘定の増減日付を一致させ、正確かつ検証可能な会計処理を行うよう、徹底されたい。 | 平成27年度から会計処理を行う際に、仕訳処理日付と預金勘定の増減日付を同日で行っている。 | |

備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 10 | 所管課による補助金交付に対するモニタリングについて ア 補助金算定基準の不明確性について（指摘） | 今後、補助金の算定根拠を明確にされたい。 具体的には、補助対象事業のうち、県が補助すべき補助対象額に対して定率補助とするよう検討されたい。この際、補助対象経費を決定するにあたっては、日本消防協会等、他の団体や市町村からの補助・負担の状況を見定め、それと整合する視点が必要であること、また県税の用途の観点から慎重に検討するよう要望する。 | [消防課] 補助対象事業のうち、県が補助すべき補助対象金額に対して定率補助とするよう、補助要綱の改正について検討をしている。 | 継続 |
| 11 | 各地域振興事務所における支部業務の遂行について イ 職務専念義務免除に関する法的な問題点について（指摘） | 県の消防関係業務と消防協会の支部業務を明確に区分けしたうえ、消防協会の支部業務については、適切に職務専念義務免除申請を行い、業務に従事するよう、実務を変更されたい。 また、各地域振興事務所職員が相当の時間を消防協会の支部業務に従事し、職務専念義務の免除が認められる年間104時間を上回る可能性が高いこと等が分かったため、職務専念義務免除ではなく、公益法人への派遣という方法で消防協会の支部業務に従事させることを検討されたい。 | [消防課] 平成27年度から地域振興事務所等で行う消防関係業務について、県の業務と消防協会支部の業務を区別し、消防協会支部の業務を行う際には職務専念義務免除の手続きを適切に行うこととした。 職務専念義務を免除できる時間を上回る可能性については、消防関係業務を区分けした結果、一人分に満たないため、派遣という方法ではなく、業務の見直し、業務量の縮減、事務の簡素化等により、職務専念義務を免除できる時間内で従事することとした。 | |
| 12 | ウ 消防関係業務等の総従事時間数等について（指摘） | 消防関係業務等の区分の曖昧性を早急に改善するために、県の消防関係業務及び消防協会の支部業務の棚卸を実施し、県が直営で実施する消防関係業務と消防協会が実施すべき支部業務の色分けを行い、役割分担を明確にすることにより、業務の透明化を図られたい。 | [消防課] 平成27年度から地域振興事務所等で行う消防関係業務について、県の業務と消防協会支部の業務を区別し、役割分担を明確にすることにより、業務の透明化を図った。 | |

備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|---|---|---|----|
| 13 | 西部防災センター運営業務について 行政財産使用許可書に定められた光熱水費の未徴収について（指摘） | 当該使用許可の考え方、使用許可面積を再考するとともに、本使用許可条件を継続する限りにおいて、妥当な按分基準を定め、光熱水費の負担を求めるよう要望する。 | [防災政策課] 使用許可の考え方・面積については、消防協会は、西部防災センターにおいて、体験型防災学習のため来館する者等に対し、協会の防災思想の普及啓発事業を行っているところであるが、事業実施に当たって専ら使用する場所が一階事務室内の一部であることから、当該7.76㎡とした。 光熱水費の負担については、按分基準を定め、平成27年度から消防協会に負担を求めた。 | |
| 14 | 報償業務について 退職者報償事業の区分経理及び事業報告上の取扱いについて（指摘） | 事業計画、予算上相互扶助事業としている以上、事業報告上も相互扶助事業として説明するよう改められたい。さらに、退職者報償事業がどのような目的で実施されるものであるのか協会内部で再検討を行い、事業の位置づけを再度明確化することを検討されたい。 | 退職者報償事業について、協会内部で再検討し、会員相互の扶助事業として位置づけを明確化し、平成26年度から事業報告書上も相互扶助事業とした。 | |
| 15 | マネジメント及びガバナンスの仕組み構築状況について 監事監査体制について（指摘） | 監事の人選に当たっては、消防業務に精通した人材だけでなく、会計面、法務面に対する知識が十分にある専門家等を選任するよう検討されたい。 | 平成27年5月に開催された理事会・評議員会で、協会の定款を改正して、監事として公認会計士を選任できることとした。 | 継続 |
| 16 | 支部監査について（指摘） | 支部業務に対しても監事の監督機能が発揮されるよう、ガバナンス体制を再整備されたい。 | 監査基準を作成して、これにより監査を行うとともに、必要に応じて協会本部から職員を派遣して、適正な監査が実施できる体制を検討する。 | 継続 |

備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 17 | 各論としての外部監査結果 2 公益財団法人千葉ヘルス財団及び疾病対策課に係る外部監査の結果 経理的な基礎の構築状況について ア 基本財産に関する定款の定めについて（指摘） | 定款における具体的な記載の方法は法人の任意であるとしても、定款に基本財産として定めた財産を一般社団・財団法人法上の基本財産と位置づけられていることから、基本財産はその処分方法も含めて法律上定款への記載が求められているものであることを踏まえ、定款の文言の見直しを検討されたい。 | 平成27年度から、日本公認会計士協会千葉県会会長から推薦を受けた公認会計士を顧問として契約し、定款の見直しについて指導を受け、平成27年6月2日付けで定款の変更を行った。 | |
| 18 | イ 基本財産の処分に関する承認状況について（指摘） | 基本財産の取崩しに係る予算執行という面では、専決事項の範囲内とは言えない状況であるため、基本財産の処分に関する承認手続の遵守が行われるか、専決処分の規定内容を変更されるか、適正に対応されたい。 | 基本財産の取崩し（処分）及び予算についての決定事項を明確にするため、平成27年度からの基本財産の処分については、理事会における議案として諮り、承認を受けることとした。 | |
| 19 | エ 指定正味財産の取崩し処理について（指摘） | 指定正味財産と基本財産の金額が整合していないことから、今後は会計基準に従った処理に改められたい。 | 平成27年度から、日本公認会計士協会千葉県会会長から推薦を受けた公認会計士の指導を受け、平成26年度の決算分からは会計基準に従った処理を行っている。 | |
| 20 | オ 償却原価法を採用している場合の運用益の会計処理について（指摘） | ヘルス財団においては正味財産増減計算書上、運用益を直接一般正味財産の増減額として把握しており、また、償却原価法による受取利息相当額を指定正味財産の増減額として認識した上で一般正味財産へ振替えていることから、今後は、会計基準に従った処理に改められたい。 | 平成27年度から、日本公認会計士協会千葉県会会長から推薦を受けた公認会計士の指導を受けながら、会計基準に従った処理を進めている。 | |
| 21 | 業務委託について ア 委託業務の契約方法について（指摘） | 会計システムの保守及び会計支援業務について、その契約の手法や委託業務の透明性を含めて抜本的な見直しを検討されたい。 | 会計システムの保守及び会計支援業務は、これまでのシステム開発業者との随意契約を解除し、平成27年度からは、新たに信頼のおける団体（日本公認会計士協会千葉県会）から推薦を受けた公認会計士及び会計システム会社と契約を締結することとし、契約手続きの適正化を図るとともに、会計システムを通じて会計士から適切な会計処理の指導と支援を受けることにより、契約価格に見合ったサービスの提供等について適正な判断が行えるよう、その評価手順や基準の習得に努めていく。 | |

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|--|--|---|----|
| 22 | 各論としての外部監査結果 3 公益財団法人千葉県動物保護管理協会及び衛生指導課に係る外部監査の結果 法人のマネジメントについて イ 嘱託職員への講師手当の支給について（指摘） | 今後も引き続き「講師手当」の制度を維持するのであれば、給与として取り扱った上で、新たに給与規程に当該規定を設けた上で支給し、給与の体系的な整合性を取るよう検討されたい。 | 平成27年度から嘱託職員への講師手当の支給は廃止し、過去の実績をもとに給与として支給することとした。（平成27年度当初予算確定後の指摘であったため、平成27年度当初予算には反映していない。） | |
| 23 | ウ 動物保護管理協会非受託案件での職員派遣について（指摘） | 今後は動物保護管理協会が受託した上で、職員を講師として派遣するような仕組みにするよう検討されたい。 | 千葉市、船橋市及び柏市からの講師依頼は講師個人が受託していたが、本年度からは全て当協会を受託し講師を派遣することとした。 | |
| 24 | エ 職員に対する時間外勤務の指示について（指摘） | 今後も同様に職員に対して法定労働時間外や法定休日に勤務を命じるのであれば、職員の過半数代表者との間で、「書面による協定」を締結されたい。 | 労働基準監督署の指導により労働者の過半数代表者の選出中であり、代表者決定後協定を締結する予定。 | 継続 |
| 25 | オ 就業規則の不備について（指摘） | 動物保護管理協会には就業規則が整備されているが、一部の職員については、勤務日や勤務時間について就業規則の記載内容とは異なる内容で雇用通知書を送付していることから、現在の就業規則については、早急に見直し作業を進められたい。 | 労働基準法第36条第1項に基づく時間外勤務に関する協定の締結後に就業規則の改正をする予定。 | 継続 |

備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 26 | <p>各論としての外部監査結果 4 公益財団法人千葉県青少年協会及び県民生活・文化課に係る外部監査の結果 所管課（県民生活・文化課）による事業モニタリング等の状況について ア 補助金交付のモニタリングについて (ア) 補助金交付要綱の詳細化について（指摘）</p> | <p>補助金交付要綱に別表を作成し、対象事業の概要レベルでの特定か、又は、補助充当禁止科目の明示等の仕組みを導入することを検討されたい。</p> | <p>[県民生活・文化課] 補助金交付要綱に別表を作成し、対象事業の概要レベルでの特定をする方向で関係課等と協議を実施したところであり、平成27年度中に要綱改正を実施する予定である。</p> | |
| 27 | <p>マネジメントの仕組みとガバナンスの状況について イ 監事監査の実施状況及び会計監査の委託状況について (イ) 監査指導業務委託契約について（指摘）</p> | <p>法人のガバナンスに重要な地位を占める監事監査との関係が明瞭ではなく、次の点で問題があり、契約内容等を改善されたい。 当該委託業務の成果物が文書として残されていない。 監事監査の補助業務を実施することになっているが、監事監査のうち、そのような監査業務を補助するのであるか明記がなされていない。 監事監査の補助業務を行うに当たって、現在の監事とどのように協議をして、監事監査はどの補助業務を監事監査の一部として位置づけるのか不明である。</p> | <p>平成26年度包括外部監査における監査指導業務委託契約上の指摘事項については、平成27年3月に契約の受託者である監査法人に伝え、対応について検討した。その結果、平成27年度中に包括外部監査の指摘事項を踏まえて契約書の内容を見直し、業務の内容を明確にして、平成28年度の契約から、見直し後の契約書で契約を締結することになった。 契約の見直し内容については、今後監査法人と協議し、3月上旬を目途に調整する予定である。</p> | |

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|---|--|--|----|
| 28 | 各論としての外部監査結果 5 公益財団法人千葉県文化振興財団及び県民生活・文化課に係る外部監査の結果 経理的な基礎の構築状況について ア 文化事業積立資産について (ア) 未収国庫補助金について（指摘） | 未収国庫補助金は短期での回収が予定されている流動債権であって、これを直接積立資産として取り扱うことは不相当であると考えられるため、貸借対照表における表示区分を改められたい。 | 平成26年度の決算書から「流動債権」として区分した。 | |
| 29 | 業務委託又は指定管理業務について イ 補助事業及び委託事業について (ア) 補助事業に係る実績報告書の記載誤りについて（指摘） | 文化振興財団は県の総合文化振興事業による補助金600万円に関して、千葉県補助金等交付規則に基づきその実績を県に報告しているが、報告内容に誤りがあった。今回の誤りについては、修正後も引き続き財団負担が40万円生じていることから、交付を受けた600万円の補助金について他の用途への使用は認められないものと考えられるが、今後、同様の誤りが生じないように十分留意されたい。 | 平成27年度から、文化振興財団の監査終了後に、改めて県に収支計算書を提出することで、文化振興財団及び県のチェック機能を強化し、再発防止に努めた。 | |
| 30 | (イ) 委託業務に係る実績報告書の記載誤りについて（指摘） | 文化振興財団が提出した委託業務完了報告書に添付された収支決算書と、財団が管理する事業別収支の資料に収支差益が生じていた。本事業は委託契約であるため正常水準の収支差益が生じることになんら問題はないと考えるが、報告書は正しく記載されたい。 | 平成27年度から、文化振興財団の監査終了後に、改めて県に収支計算書を提出することで、文化振興財団及び県のチェック機能を強化し、再発防止に努めた。 | |

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|--|--|--|----|
| 31 | マネジメント及びガバナンスの仕組みの構築状況等について ア 経営計画の策定について （ア）経営計画の達成目標について（指摘） | 経営計画は、それを策定することが目的ではなく、経営を行う上での手段であるため、事後的な評価を行うことで初めて活かされるものであることから、具体的な評価指標を定めその数値化を行った上で、定期的にモニタリングされたい。 | 県からは文化振興財団に経営計画の目標値の定量化を指示した。 文化振興財団においては、平成27年度の数値目標を明記し、達成状況が評価できる計画書とした。 年2回程度県及び文化振興財団でモニタリングを実施する予定である。 なお、平成28年度以降については、指定管理施設の獲得状況に応じて、定量的な指標を盛り込んだ新たな経営計画を文化振興財団において策定し、県及び文化振興財団でモニタリングを実施する予定である。 | |
| 32 | （イ）収支計画の合理性について（指摘） | 収支計画の策定に当たっては、土台となる経営方針との整合性に十分な留意を払われたい。 | 経営計画書には、経費削減の具体的な取組と数値目標を明記し、達成状況が評価できる計画書とし、平成27年度の収支計画から、経営計画書に明記した数値を反映させた。 | |
| 33 | その他の監査結果について ア 経常収益における科目表示について（指摘） | 文化振興財団が受取補助金等の内訳として表示した受託料収入のうち、少なくとも文化公演の開催により受け取った1,083万円については、収益事業であり事業実施の対価性が認められることから、受託事業収益などの表記で事業収益の内訳として表示されたい。また、「オーケストラとあそぼう！」については、他財団との共催という性格上、受取民間助成金等と表記することを検討されたい。 | 平成27年度の収支予算書から科目表示を改めた。 | |

平成26年度包括外部監査

[ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉：県民生活・文化課]

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|--|---|--------------------|----|
| 34 | 各論としての外部監査結果 6 公益財団法人ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉及び県民生活・文化課に係る外部監査の結果 マネジメント及びガバナンスの仕組み構築状況について オ 財務諸表における支払手数料の表示科目について（指摘） | 銀行の振込手数料は、たとえ諸謝金の振込みであっても支払手数料という科目に計上すべきものであるため、早期に変更されたい。 | 平成27年度収支予算書より変更済み。 | |

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|---|--|--|----|
| 35 | 各論としての外部監査結果 7 公益財団法人千葉県産業振興センター及び経済政策課に係る外部監査の結果 設備貸与事業等のリスクと貸倒引当金について (指摘) | 平成12年度から平成14年度までに貸し付けられた設備貸与事業等について、回収見込みがない等の理由により貸倒償却の対象となる貸付債権については、実質的に産業振興センターの負担となる可能性が高いため、早急に当該案件の把握をし、貸倒れ懸念等のリスク評価を実施されたい。 今後の適正な滞納債権管理のためにも、連帯保証人を含めた債務返済資力のより厳格な評価とその評価に基づく適切な債務返済管理を見直し、貸与設備の確実な確認行為等を優先する実務を徹底するよう要望する。 その他の案件については、設備貸与・設備資金貸付事業及び被災中小企業施設設備整備事業から生じる貸倒損失は、実質的に千葉県から補償される仕組みとなっている場合、そのことを決算書上、注記で適切に表示し、産業振興センターが負担する実質的なリスクが読み取れるよう、財務諸表の注記の記載を行うよう要望する。 | 平成12年度から平成14年度までに貸し付けた債権のうち貸倒償却の対象となる貸付債権について洗い出しを行ったところ、該当案件は4件であった。当該案件について回収不能と見込まれる債権であるかなど債権分類（第 分類）の評価を行うなどリスク評価を実施し、貸倒引当金を100%の率で引き当て、センター負担を適切に計上した。 | |

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|--|---|---|----|
| 36 | 各論としての外部監査結果 8 公益財団法人かずさDNA研究所及び産業振興課に係る外部監査の結果 ア 法人会計の経常収益に充てられる千葉県事業費補助金について（指摘） | 法人会計に計上した補助金の会計処理について、公益法人会計基準等に照らして、再度検証し適正な会計処理に修正されたい。本来あるべき会計処理をせずに、収支相償の面でも問題が生じる現在の会計処理を実施してきたことについて、かずさDNA研究所内部及び外部の監査等においてどのような判断基準で認めてきたのかについても検証されたい。 | これまで、正味財産増減計算書に直接に費用計上されない取引（固定資産の購入、退職給付引当資産の積立、リース債務の返済）についての補助金の収益計上について、明確な基準がなかったことから法人会計に収益計上してきたものであるが、平成27年3月期決算において、正味財産増減計算書内訳表等を用いて、収支相償の計算結果やプロセスについて再検証を行った上で補助金の収益計上についての判断基準を設け、公益目的事業会計に計上した。 | |
| 37 | イ 退職金支給額の按分について（指摘） | 退職金の支給額についても各会計、各事業区分に正しく按分されるよう検討されたい。 | 役員報酬と同様に、役員員の退職給付費用についても、各会計区分へ適切に配賦した。 | |
| 38 | 所管課による補助金交付事務等の状況について ア 千葉県からの事業費補助金の予算と実績の比較について（指摘） | 所管課は、かずさDNA研究所が提出した実績報告書に基づき、申請時と精算時の経費の配分について、勘定科目に基づいた詳細な分析を実施し、補助金の交付、執行及び精算事務の適正な実施を確保されたい。 | [産業振興課] 事業費補助金について、申請時と精算時の経費の配分に大幅なかい離が生じている科目が認められたことから、今後は、四半期ごとに補助金の執行状況の報告を求め、より適正な事業費補助金の実施を確保することとした。 | |
| 39 | マネジメントの仕組み構築状況について ア 正味財産増減計算書における事業別予算実績管理について（指摘） | 事業別の予算・決算に係る財務数値等の適正な分析等について、財務部門を中心に、少なくとも予算実績比較や前期比較等の分析が詳細に実施され、法人内部で適正に情報伝達され、監事監査等内外の監査において適正に監視される仕組みを再構築されたい。 | 財務部門において、予算・決算書の多重チェックを行うとともに、平成27年3月期決算から監事監査等において、収支計算書の詳細資料を作成・提示することにより、予算実績比較及び前期比較等の分析を行った。 | |
| 40 | イ 科研費間接費の収益計上と費用計上の会計区分について（指摘） | 現在の会計処理では、特に公益目的事業会計における収支相償の合理的対応性に欠けており、早急に現在の会計処理を改められたい。 | 科研費間接費の収益計上に当たっては、平成27年3月期決算から、間接費が充当された費用に対応する公益目的事業会計に計上した。 | |
| 41 | カ リース台帳と貸借対照表及び注記の不一致について（指摘） | 過去のリースに関する処理誤りや注記の数字について適正に修正処理を行うとともに、今後、財務諸表の作成に当たっては、財務部門における各台帳と決算数字の照合作業や上司による確認・承認等の業務フローを文書化することにより再度見直し、決算上の財務数値の整合性に留意されたい。 | リース台帳と財務諸表の注記の不一致については、平成27年3月期決算における財務諸表において修正処理を行った。 また、財務部門において、複数担当者による台帳及び財務諸表の多重チェックのほか、確認・承認等に係るチェックリストを作成するなど、事務局内部の確認体制の強化を行った。 | |

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 42 | リース料の前払について（指摘） | 形式的にはファイナンスリースとして会計処理を行っている案件について、ファイナンスリース取引の適用要件に該当するかどうかを早急に再検討し、取引事実を忠実に表す会計処理に改められたい。 | 当該契約はファイナンスリース取引の要件に該当するものと判断し、初年度に多額の支払を行ったことにより計上していた前払費用とリース債務について相殺する会計処理を平成27年3月期決算において行った。 | |
| 43 | その他の監査結果について 共同研究フロアに係る転貸契約について（指摘） | 4階共同研究フロアについては、所管課が入居する共同研究団体と直接賃貸借契約を取り交わし、賃借料も直接県知事口座に入金させる仕組みに変えることが、千葉県・かずさDNA研究所・入居する共同研究団体の三者にとって、法的・契約上の関係及び会計処理の面からも整合性がある解決策であるものとも考えられる。一方で、転賃料をかずさDNA研究所の収益として位置付け、現在のような預り金処理を改めるといふ処理も契約上の複雑性を解消する方策として考えられる。上記のような見直し方策を参考として、「公益財団法人かずさDNA研究所共同研究フロア運営要領」、「県有財産貸付契約書」及び「賃貸借契約書」等の見直しを検討されたい。 | [産業振興課] 4階共同研究フロアに係る転貸契約について、関係する規定や契約等の見直しを検討している。 | 継続 |

備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成26年度包括外部監査

[ちば国際コンベンションビューロー：経済政策課、国際課]

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 44 | <p>各論としての外部監査結果</p> <p>9 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー、経済政策課及び国際課に係る外部監査の結果</p> <p>ガバナンスの現状とその評価について</p> <p>イ 監事監査の実施状況について</p> <p>(1) 会計指導契約について（指摘）</p> | <p>税理士法人Aの業務範囲を明確化し、コンベンションビューローの利益を確保するためにも、簡易な請書を作成し、業務内容と対価の価額等を明文化するよう改善されたい。併せて、契約書の作成を省略することができる「1件の金額100万円を超えない契約」という基準についても、物品の購入と請負等、契約の種類別に基準を異なる金額とする等、より適切な事業の管理が可能となるような規程への変更を検討するよう改善されたい。</p> | <p>「公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー経理規程」について、より適切な事業の管理を目的として、平成26年度中に一部改正を実施し、「1件の金額が100万円を超えない契約」でも、長期継続契約や不動産に関する契約等については契約書の省略ができないよう、契約の種類に応じて契約書省略の範囲を改善するとともに、契約書の作成を省略した場合は原則として請書を作成するよう改善した。</p> <p>さらに、平成27年度から、税理士法人Aとコンベンションビューローとの間で請書を作成し、業務内容と対価の価額等の明文化を行い、改善を図った。</p> | |